

＜後見制度支援預金＞商品概要説明書(1/2)

平成30年11月12日現在

1. 商品名	後見制度支援預金 または 後見制度支援預金(無利息型)
2. 販売対象	個人で、家庭裁判所が「指示書」を交付した方。
3. 期間	期間の定めはありません。
4. 預入	
預入方法	随時お預け入れいただけますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。
預入金額	1円以上
預入単位	1円単位
5. 払戻方法	随時払い戻しいたしますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・出 金 指 示 書・・・入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ・定期送金指示書・・・定期的に、指定された間隔(たとえば3か月ごと)で指定された金額を後見制度支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振り替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。
6. 利息	
適用利率	店頭表示された利率(変動金利)を適用いたします。なお、無利息型にお利息は付きません。
利払方法	毎年3月と9月に利息決算を行い、口座に入金いたします。
計算方法	付利単位を1円とし、毎日の最終残高1,000円以上について1年を365日とする日割計算
7. 税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優の利用はできません。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・口座管理手数料はかかりません。 ※定期送金(自動送金)をする場合は、振込の都度、所定の振込手数料がかかります。また、一時交付金(出金)および解約金を振込む場合も所定の振込手数料がかかります。詳しくは、「主な手数料のご案内」をご覧ください。
9. 付加できる特約事項	指示書の指示内容による取扱のみとなります。
10. 中途解約時の取扱い	――
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ディスプレイまたは窓口へご照会ください。
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は、成年後見人、未成年後見人、のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません。 ・公共料金等の自動支払および給与、年金その他振込、配当金等の受取、IB契約はできません。 ・本預金は口座開設店でのみお取扱いいたします。 ・「総合口座」のお取扱いはできません。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・通帳によるATMでのご利用はできません(窓口でのお取扱いに限定します)。 ・現金でのお支払いはできません(管理口座への振替または振込となります)。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。なお、無利息型については全額保護されます。

<p>13. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話:043-221-3565)にお申し出ください。</p>
	<p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談窓口または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。</p>